

原子力損害賠償紛争審査会について

1. 設置：福島原子力発電所の事故に関し、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき本年4月11日に設置
2. 任務：原子力損害の賠償を円滑に進めるために、以下を実施
 - ① 原子力損害の範囲の判定等に関する一般的な指針の策定
 - ・ 原子力損害の種類
 - ・ 賠償の対象範囲
 - ・ 損害額の算定方法
 - ② 原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介
3. 構成：委員10人（法律、医療、原子力工学の学識経験者）（※）
専門委員 他に必要に応じ、個別分野の学識経験者を選任
4. 開催実績及び今後の予定
第1回（4月15日）、第2回（4月22日）、第3回（4月28日）
第4回（5月16日）、第5回（5月23日）、
第6回（5月31日）予定

（※委員名簿）

大塚 直	早稲田大学大学院 法務研究科 教授
鎌田 薫	早稲田大学総長、早稲田大学教授
草間 朋子	大分県立看護科学大学 学長
高橋 滋	一橋大学大学院 法学研究科 教授
田中 俊一	財団法人 高度情報科学技術研究機構 会長
中島 肇	桐蔭横浜大学 法科大学院 教授／弁護士
◎能見 善久	学習院大学 法務研究科 教授
野村 豊弘	学習院大学 法学部 法学科 教授
山下 俊一	長崎大学大学院 医歯薬学総合研究科 研究科長
米倉 義晴	放射線医学総合研究所 理事長